装技計第３３号
２７．１０．１

岐阜試験場長　殿

防衛装備庁長官
（公印省略）

防衛装備庁における航空機の運航要領について（通達）

標記について、航空機の運航に関する訓令（昭和３１年防衛庁訓令第３４号）第２８条の規定に基づき、防衛装備庁における航空機の運航要領を別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

別紙

防衛装備庁における航空機の運航要領

１　目的

防衛装備庁の使用する航空機の運航に関して必要な事項を定める。

２　用語の定義

この通達において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める。

⑴　航空従事者　航空機の使用及びとう乗に関する訓令（昭和３６年防衛庁訓令第２号）第２条第９号に規定する者をいう。

⑵　操縦士　航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令（昭和３０年防衛庁訓令第２１号。以下「技能証明訓令」という。）第３条第２項に規定する技能証明を有する者及び限定事項を拡大するため機種転換教育を受ける者をいう。

⑶　試験飛行操縦士　試験飛行を行う操縦士をいう。

⑷　試験計測操縦士　試験計測飛行または随伴飛行を行う操縦士をいう。

⑸　試験計測教官操縦士　試験計測用航空機の操縦及び操縦に関連した技能の教育を行う操縦士をいう。

⑹　整備飛行操縦士　整備飛行を行う操縦士をいう。

⑺　自衛隊における試験飛行に関する操縦教育の課程　海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達（昭和４２年海上自衛隊達第３１号）別表第２に規定する海上自衛隊幹部専修科飛行試験課程または航空自衛隊の基本教育に関する達（昭和４１年航空自衛隊達第１８号）別表第２に規定する航空自衛隊試験飛行操縦士課程をいう。

⑻　航空交通管制機関　航空交通管制、飛行場勤務及び飛行管理等の業務を担当する部隊並びに国土交通省の航空交通管制機関をいう。

⑼　飛行承認　操縦士の提出した飛行計画が必要な要件を満たすものであることを点検し、かつ、操縦士の資格、気象、航空機その他の状況から安全に飛行することができると判断し、当該飛行計画に同意することをいう。

⑽　装備品等の研究　装備品等の研究開発に関する訓令（平成１８年防衛庁訓令第２５号）第２条第５号に規定する装備品等の研究をいう。

⑾　装備品等の開発　装備品等の研究開発に関する訓令（平成１８年防衛庁訓令第２５号）第２条第６号に規定する装備品等の開発をいう。

⑿　試験計測用航空機　岐阜試験場が試験計測用に運航する航空機をいう。

⒀　試験飛行　防衛装備庁が行う装備品等の研究または装備品等の開発において試

作した航空機を防衛装備庁が運航して行う航空機の性能に関する試験のための飛行をいう。

⒁　試験計測飛行　試験計測航空機による航空機用機器及び航空機搭載誘導武器又はその他の機器等の性能に関する試験計測のための飛行をいう。

⒂　整備飛行　試験計測用航空機の整備のための飛行をいう。

⒃　随伴飛行　試験飛行において、試験機（試験飛行を行う航空機をいう。以下同じ。）周辺の見張りを行うとともに、試験機の補助及び安全上の助言等を行うため試験機に随伴して試験計測用航空機により飛行することをいう。

⒄　局地飛行　出発地以外の飛行場に着陸することなく、出発地に着陸する飛行（飛行途中において出発地以外の飛行場等で行う着陸訓練等を含む。）をいう。ただし、計器飛行方式による場合は、出発飛行場に係るターミナル管制機関の管轄空域内の飛行をいう。

⒅　曲技飛行等　航空法（昭和２７年法律第２３１号。以下「法」という。）第９１条第１項に規定する曲技飛行、航空機の試験をする飛行及び超音速飛行をいう。

⒆　取扱書　航空機について次の事項を定めたものをいう。

ア　操作要領

イ　整備要領

ウ　性能、諸元、構造、機能等

３　取扱書

⑴　防衛装備庁長官（以下「長官」という。）は、航空機の運航に必要な取扱書を制定する。ただし、法第１２条に規定する形式説明書の交付を受けており、製造会社の取扱説明書が存在する場合は、これをもって取扱書の制定に代えることができる。

⑵　岐阜試験場長（以下「場長」という。）は取扱書の維持管理を行うものとする。

４　乗組員

⑴　場長は、所属航空機を出発させる場合には、運航の目的、飛行空域、気象状況等を考慮して、技能証明訓令第３条第２項から第４項までに規定する技能証明を有する航空従事者の中から当該機種に応じた航空従事者を乗り組ませなければならない。

⑵　場長は、回転翼航空機が局地飛行以外の運航を行う場合には、つとめて技能証明訓令第３条第４項に規定する整備士の技能証明を有する航空従事者を乗り組ませるものとする。

⑶　場長は、防衛装備庁が行う装備品等の研究または装備品等の開発に関する試験飛行（試験の支援を除く。）のために所属航空機を出発させる場合には、長官の承

認を受けた航空従事者を乗り組ませなければならない。

5　機長

⑴　場長又は場長の指定した者は、所属航空機を出発させる場合には、運航の目的を達成するために最適任者と認められる航空従事者を機長に命じなければならない。

⑵　機長は、副操縦装置を有する航空機にあっては、教育その他特に必要とする場合のほかは、正操縦席に位置するものとする。

6　試験飛行操縦士資格

⑴　試験飛行操縦士の資格要件は、次の各号のとおりとする。

ア　原則として自衛隊における試験飛行に関する操縦教育の課程を修了していること。

イ　試験飛行を行おうとする航空機に関する種類、等級及び型式に関する技能証明を有すること。

ウ　試験飛行を行おうとする航空機に関して、試験飛行を実施するに必要な教育を修了していること。

⑵　場長は、前項第３号に規定する教育を実施し、教育内容の細部について定めることとする。

⑶　資格付与は、前項の教育の修了に基づく場長の上申により、機種を指定して長官が行う。上申を行う場合は、当該者の階級、氏名、資格を証する事実、資格を必要とする理由等を明示するものとする。

7　試験計測操縦士資格、試験計測教官操縦士資格及び整備飛行操縦士資格

⑴　試験計測操縦士、試験計測教官操縦士及び整備飛行操縦士の資格要件は、次の各号のとおりとする。

ア　試験計測用航空機に関する種類、等級及び形式に関する技能証明を有すること。

イ　試験計測用航空機に関して、機種転換教育を修了していること。

⑵　場長は、前項第２号に規定する機種転換教育並びに試験計測操縦士、試験計測教官操縦士及び整備飛行操縦士の資格付与教育を実施し、教育内容の細部について定めることとする。

⑶　資格付与は機種を指定して場長が行う。

8　飛行承認

航空機は、飛行承認を受けなければ飛行してはならない。

９　飛行承認権者

飛行承認を行う者（以下「飛行承認権者」という。）は、場長とする。

１０　飛行承認権の委任

飛行承認権者は、その権限を場長の指定した者に委任することができる。

１１　飛行計画の確認

⑴　飛行承認権者は、飛行承認を行う場合には、当該飛行の安全性について次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。

ア　飛行計画書は、定められたところに従い必要事項が記載されていること。

イ　気象状況に応ずる操縦士の資格及び航空機の装備が適当であること。

ウ　操縦士は、航空情報出版物等により運航に必要な航空情報等を承知していること。

⑵　飛行承認権者は、飛行承認を要求された場合において、提出された飛行計画によっては安全に飛行することができないと判断したときは、当該飛行計画に対する飛行承認を与えないものとする。

１２　飛行計画書の使用区分等

⑴　飛行計画書の使用区分は、次表のとおりとする。

飛行計画書の種類	使用区分
局地飛行計画書	局地飛行の場合
飛行計画書	上記以外の場合

⑵　飛行計画書の様式及び記入要領等は、離着陸飛行場に備えつけられている飛行計画要覧等に記載してあるところによるものとする。

１３　飛行計画書の提出

⑴　機長は、出発前（計器飛行方式による飛行にあっては、出発予定時刻の３０分前とする。）に出発地の航空交通管制機関に飛行計画書を提出しなければならない。

⑵　機長は、局地飛行以外の有視界飛行方式の場合において、予定航路上の飛行場に一時着陸するときは、次の各号に掲げるすべての条件を満たす場合には、当該着陸飛行場に飛行計画書を提出しないことができる。

ア　地上停留時間が３０分を超えないこと。

イ　機長が代わらないこと。

ウ　着陸予定地点が飛行計画書に着陸順に記入してあり、かつ、乗降人員の一覧表が航空交通管制機関に提出してあること。

⑶　機長は、局地飛行の場合において、出発飛行場で搭乗著の乗降のため着陸した後、再び離陸するときは、次の各号のすべての条件を満たす場合には、当該着陸飛行場に飛行計画書を提出しないことができる。

ア　地上停留時間が１時間を超えないこと。

イ　機長が代わらないこと。

ウ　局地飛行計画書に乗降する人員の氏名等が記入してあること。

１４　飛行計画の終結

機長は、飛行計画に基づく飛行を終了したときは、次により航空交通管制機関に対する飛行計画の終結を行わなければならない。

⑴　航空交通管制機関の所在する飛行場にあっては、携行した飛行計画書を当該航空交通管制機関に提出すること。ただし、やむを得ない場合には、電話等によりその旨を当該機関に通報することによりこれに代えることができる。

⑵　航空交通管制機関との間に専用の通信回線を有しない飛行場にあっては、着陸前又は着陸後電話その他の手段により航空交通管制機関にその旨を通報すること。

１５　随伴飛行

随伴飛行を行う場合には、試験機の機長は、飛行を行う前に次の各号に掲げる事項について、同項に飛行する随伴機の機長と打合せをしなければならない。

⑴　随伴飛行の実施概要

⑵　合図及びその意味

⑶　その他必要な事項

１６　物件の投下

場長は、航空機の運航に関する訓令（昭和３１年防衛庁訓令第３４号）（以下「訓令」という。）第１３条の２第３項の規定による物件の投下について、その承認を得ようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、物件の投下を実施する日の１０日前までに長官に上申するものとする。

⑴　目的

⑵　期間又は期日

⑶　投下物件及び投下量

⑷　投下場所

⑸　使用航空機の型式及び機数
⑹　飛行計画の概要
⑺　保安上の措置
⑻　その他参考となる事項

１７　場外離着陸の承認の申請

場長は、訓令第１４条の規定による場外離着陸について、その承認を得ようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した場外離着陸承認申請書により、年度包括承認を受けようとする場合には前年度の２月１０日までに、臨時のものについては実施の２週間前までに長官に上申するものとする。この場合、関係機関等の承諾を必要とするものについては事前に承諾を得て、上申書にその旨を記載するものとする。

⑴　所属
⑵　航空機の型式及び機数
⑶　離陸、着陸の目的
⑷　期間又は期日
⑸　場所
⑹　所有者又は管理者
⑺　飛行計画の概要
⑻　保安上の措置
⑼　その他参考となる事項

１８　最低安全高度以下の飛行の許可の申請

航空法施行規則（昭和２７年運輸省令第５６号。以下「施行規則」という。）第１７５条の規定による最低安全高度以下の飛行の許可の申請要領は、次表のとおりとする。ただし、各自衛隊が管理する訓練空域を使用する場合には、当該自衛隊と調整のうえ申請するものとする。

区　　分		申請者	申　請 あて先	備　考
領土又は領海上における場合	計器飛行方式による飛行若しくは夜間における飛行又は物件を機体に装着し、	場長	地方航空局長	１　年間を通じるもの ⑴　年間包括許可を受ける。 ⑵　２月末までに申請する。 ２　臨時のものは、その都度許可を受ける。

	吊り下げ、若しくは曳航する回転翼航空機による飛行			3　申請書及び許可書の写しを長官に送付する。
	上欄に掲げる飛行以外の飛行		空港事務所長	
公海上における場合		長官	防衛大臣	1　年間包括許可を受ける。 2　場長は、9月末までに施行規則第175条各号に掲げる事項を記載して長官に上申する。

１９　管制圏等における制限速度を超える飛行の許可の申請

施行規則第１７９条の２の規定による管制圏等における制限速度を超える飛行の許可の申請の要領は、次表のとおりとする。

区　　分	申請者	申　請 あて先	備　考
航空交通管制圏及び法第９６条第３項第４号に規定する進入管制区のうち航空交通管制圏に接続する部分の国土交通大臣が告示で指定する空域	場長	空港事務所長	1　年間を通じるもの ⑴　年間包括許可を受ける。 ⑵　２月末までに申請する。 2　臨時のものは、その都度許可を受ける。 3　申請書及び許可書の写しを長官に送付する。

２０　曲技飛行等の許可の申請

施行規則第１９８条による曲技飛行等の許可の申請の要領は、次表のとおりとする。

区　　分	申請者	申　請 あて先	備　考

<table>
<tr><td>航空機試験をする飛行</td><td colspan="2">管制圏内において有視界飛行方式により、かつ、昼間において実施する場合</td><td>場長</td><td>空港事務所長</td><td>1　その都度　許可を受ける。
2　申請書及び許可書の写しを長官に送付する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">曲芸飛行等</td><td rowspan="2">訓練空域及び対空射場</td><td>公海上</td><td>長官</td><td>防衛大臣</td><td rowspan="2">1　年間包括　許可を受ける。
2　場長は、１２月末までに施行規則第１９８条の３に掲げる事項を記載して長官に上申する。
3　申請書及び許可書の写しを長官に送付する。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>場長</td><td>地方航空局長</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>場長</td><td>地方航空局長</td><td>1　年間包括許可を受ける。
2　臨時のものは、その都度許可を受ける。
3　申請書及び許可書の写しを長官に送付する。</td></tr>
</table>

２１　操縦練習飛行等の許可の申請

施行規則第１９８条の３による操縦練習飛行等の許可の申請の要領は、次表のとおりとする。

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>申請者</th><th>申　請あて先</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">操縦練習飛行</td><td>公海上における管制区に係るもの</td><td>長官</td><td>防衛大臣</td><td rowspan="2">1　年間包括許可を受ける。
2　場長は、１２月末までに施行規則第１９８条の３に掲げる事項を記載して長官に上申する。
3　申請書及び許可書の写しを長官に送付する。</td></tr>
<tr><td>領土又は領海上における管制区及び管制圏に係るもの</td><td>場長</td><td>地方航空局長、空港事務所長</td></tr>
</table>

航空交通の安全を阻害するおそれのある飛行 公海上における管制区に係るもの	公海上における管制区に係るもの	長官	防衛大臣	1　年間を通じるもの ⑴　年間包括許可を受ける。 ⑵　２月末までに申請する。 2　臨時のものは、その都度許可を受ける。 3　申請書及び許可書の写しを長官に送付する。
	領土又は領海上における管制区及び管制圏に係るもの	場長	地方航空局長、空港事務所長	

２２　法第９４条の２第１項の国土交通省令で定める高さ以上の空域における同項ただし書の規定による許可の申請

法第９４条の２第１項の国土交通省令で定める高さ以上の空域における同項ただし書の規定による許可を受ける申請の要領は、次表のとおりとする。

区　　分	申請者	申　請あて先	備　考
航空交通管制区及び洋上管制区のち施行規則第１９８条の６に規定する空域と自衛隊の訓練／試験空域及び制限空域（それぞれ臨時に規定されるものを含む。）とが重複する空域におけるＶＦＲ（有視界飛行方式）による飛行	技術戦略部技術計画官	航空交通管理センター長	1　年間包括許可 場長は、年間を通じて許可を必要とする場合、前年度の２月末までに別記様式により技術戦略部技術計画官に申請するものとする。 2　臨時許可 場長は、臨時に許可を必要とする場合、その都度別記様式により技術戦略部技術計画官に申請するものとする。

２３　運航規則

⑴　場長は、法令又はこの通達に定めるもののほか、航空機の運航の安全及び公共の安全に必要な事項に関する運航規則を定めなければならない。
⑵　場長は、前項の定めをした場合には、速やかに、これを長官に報告しなければならない。

別記様式

申請者氏名及び住所	
連　絡　先	

<table>
<tr><td colspan="2">航空機の型式</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">飛行の概要</td><td>内　容</td><td></td></tr>
<tr><td>日　時</td><td></td></tr>
<tr><td>場　所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">計器飛行方式によらない飛行をする理由</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">操縦士の資格</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">同　乗　者</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他参考となる事項</td><td></td></tr>
</table>